

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

三重厚生年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が無い。申立期間における標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合提出の申立人に係る賞与の記録（180万円）及びC町提出の申立人に係る平成16年度給与支払報告書の記載から、申立人は平成15年4月30日において、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、180万円の賞与が支給されていることが認められるが、標準賞与額の上限は150万円であることから、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1951

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が無い。申立期間における標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合提出の申立人に係る賞与の記録(40万円)及びC市提出の申立人に係る平成16年度給与支払報告書の記載から、申立人は、平成15年4月30日において当該事業所から賞与の支払を受け、標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 1206

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から59年12月まで

昭和57年に会社を退職後、父親の事業を姉と共に手伝っていた。母親が経理を行っており、姉の国民年金保険料を納付していたことから、私の国民年金保険料も同様に納付してくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年1月に職権適用により払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続はそれまで行われていなかったと考えられ、その時点では、申立期間のうち59年9月以前は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、A町の国民年金被保険者名簿によると、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料は、62年4月23日に過年度納付されており、その時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行っていたとする申立人の母親は既に他界しており、申立人の保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 59 年 10 月 12 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち申立期間に係る記録が無い。申立期間については社会保険に加入し、フルパートで勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人が記憶する複数の同僚の供述、申立人が同社から授与された表彰状及び申立人の給与に係る金融機関の出入金記録により、申立人が、申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、A社における申立人の厚生年金基金及び健康保険組合の記録は、いずれも資格取得日が昭和 59 年 10 月 12 日、資格喪失日が 63 年 3 月 11 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人から提出されたB市妊産婦医療費受給資格証の記号番号についてB市へ確認したものの、申立人が組合管掌健康保険の被保険者であったことを確認できる関連資料等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。